

岐阜県公報

第 四 百 七 十 二 号
令 和 六 年 三 月 一 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課)

七二^{ページ}

公 示

令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(建築指導課)

七一

正 誤

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正

(人事課)

七三

告 示

岐阜県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	中有 坪線	郡上市八幡町市島字五六場二 三〇七番地先から 同市同町同字立光平二 三三七番一地先まで	三〇・七	令和 六・三・一	令和 四・一・一四

公 示

令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和六年二級建築

士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。
 なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和六年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

令和六年七月七日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和六年九月十五日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

令和六年七月二十八日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和六年十月十三日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一 二二 岐阜県成長産業人材育成センター

木造建築士試験

学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一 二二 岐阜県成長産業人材育成センター

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和六年四月一日（月）から同月十五日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込んでください。

2 インターネット以外による受験申込み

インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、別途受付方法の案内がありますので、令和六年四月八日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話番号〇五〇 三〇三三 三八二二）までお問い合わせください。

四 学科試験の免除

令和二年以降に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和五年までの設計製図の試験の受験回数が二回以内の者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

令和六年十二月五日（木）の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和六年六月十二日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaenic.or.jp/>）において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話番号〇五〇 三〇三三 三八二二）にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五二 二六一 六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八 二二五 九三六一）にお問い合わせください。

正 誤

(原稿誤り)

令和五年四月一日号外^(五) 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令(岐阜県訓令甲第十二号)六頁上段後から七行目中「産業技術課」は、「岐阜地域産業労働室」の誤り。

令和六年三月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社